

## [事案 22-121] 告知義務違反解除取消・給付金請求

・平成 23 年 6 月 29 日 裁定終了

### <事案の概要>

大腸ポリープ切除術を受け手術給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され不支払となったことを不服として、契約解除の取消しと手術給付金の支払いを求め申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 4 月下旬に医療保険に加入申込みを行い、告知書を記入し加入手続きした。翌月上旬に大腸ポリープ切除術を受け、手術給付金を請求したところ、告知日以前に逆流性食道炎の診断告知を受けた事実および食後の腹痛を主訴として大腸内視鏡検査目的で他院の紹介を受けて受診した事実の不告知を指摘され、告知義務違反による契約解除され、手術給付金が不支払となった。しかし、以下のとおり、保険会社の判断に納得できないので、契約の解除を取り消して手術給付金を支払ってほしい。

- (1)平成 22 年 4 月下旬の告知書記載時点で、Aクリニックの医師から逆流性食道炎の病名は告知されておらず、事実を知りえなかった。また、告知日において、通院や投薬について正しく告知している。
- (2)逆流性食道炎と今回の大腸ポリープとは因果関係がなく告知義務違反はない。
- (3)大腸ポリープについては、自覚症状がなく、平成 22 年 4 月の告知日直前に、Aクリニックから紹介を受けBクリニックを受診したのは、大腸内視鏡検査の予約のためだけである。

### <保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1)申立人は、平成 21 年 6 月から 22 年 4 月まで逆流性食道炎によりAクリニックに通院し投薬を受けていた。また、申立人は食後の腹痛を主訴として大腸内視鏡検査目的のため、Bクリニックを紹介され受診している。よって、告知書 1 項および 3 項の質問事項に関する告知義務違反が認められる。

※告知書 1 項：「最近 3 ヶ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。」

告知書 3 項：「過去 5 年以内に<表 1>の病気で医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。」

- (2)手術給付金の請求原因である大腸ポリープの切除術と、不告知事実との間には因果関係がある。

### <裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり告知義務違反による契約解除を取り消す理由がなく、申立内容は認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書

をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

#### 1. 告知義務違反に基づく契約解除の有効性

下記の通り、申立人が告知すべき事実は、いずれも告知書を作成した時点と近接した時期に存在しており、申立人は、告知書の質問項目を見て、少し考えればすぐに思い浮かべることができたはずであり、告知義務違反については、申立人に重大な過失があったと考えられるので、相手方会社が告知義務違反によって申立契約を解除したことは、正当であると考えられる。

- (1) Aクリニック医師の証明書の記載内容から、逆流性食道炎については、Aクリニックで、検査、告知、治療を受けていたことが明らかであり、この点については、告知書第1項の「最近3カ月以内に、医師の診療・検査・投薬をうけたことがありますか。」の内容に該当し、詳細記入欄に記載すべき事項であったと考えられる。
- (2) 申立人は、Aクリニックは何でも相談できる医院で、「逆流性食道炎」の病名も認知していなかったと主張するが、上記のAクリニック医師作成の証明書に照らして、上記反論は、直ちに信用しがたいものであり、仮に万が一そうであったとしても、Bクリニック受診の直前に胃カメラの検査をしているので、少なくとも「検査」をしていることについては、明白な事実であったと考えられる。
- (3) Bクリニック医師作成の入院・手術証明書によれば、申立人は、1カ月程前から食後の腹痛があって、Bクリニックで検査を受けるために、同クリニックを受診したことが明らかである。よって、申立人は、腹痛について、3カ月以内にBクリニック医師の診察を受けていたと判断できるので、告知書第1項の「診察」に該当し、詳細記入欄にその点の記載をすべきであったことが認められる。
- (4) 申立人は、Aクリニック医師に大腸がんの検査を受けたい旨相談したところ、Bクリニックを紹介されたのであって、食後の腹痛などの症状はなかったと主張するが、Aクリニック及びBクリニックの医師が両方とも虚偽の事実を述べているとは考えがたく、この点についての申立人の主張も、直ちに信用できない。

#### 2. 解除にもとづく給付金支払拒絶について

逆流性食道炎については、一般的に大腸ポリープと因果関係はないと考えられるが、腹痛は、大腸ポリープの症状として医学文献に挙げられているものであり、大腸ポリープと因果関係がないとは言えないと考えられ、相手方会社が手術給付金の支払いを拒絶したことは不当とはいえない。